

大和市告示第147号

大和市私設保育施設保育料支援事業費補助金交付要綱を次のように定める。

令和2年10月6日

大和市長 大 木 哲

大和市私設保育施設保育料支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2第1項の規定による届出を義務づけられた私設保育施設が実施する事業のうち、令和2年5月25日付け次育第1410号神奈川県知事通知「認可外保育施設保育料支援事業費補助金交付要綱の制定について」別紙認可外保育施設保育料支援事業費補助金交付要綱（以下「県交付要綱」という。）及び認可外保育施設保育料支援事業実施要綱（以下「県実施要綱」という。）に定めるものに対し補助金を交付することについて、大和市補助金交付規則（昭和42年大和市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助事業)

第2条 補助事業は、県交付要綱第2条に規定する認可外保育施設保育料支援事業とする。

(補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、県交付要綱別表3 対象経費の欄に定める経費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、県交付要綱別表2 基準額の欄に定める額、補助対象経費の実支出額又は総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額のうち最も低い額（その額に1,000円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額）とする。

2 前項の場合において、事業費を算出する際は、県実施要綱第4項第4号に定める事業費の算出方法を用いるものとする。

(交付申請)

第5条 申請者は、別に定める日までに規則第4条に規定する補助金交付申請書に、別に定める認可外保育施設保育料支援事業実施状況報告書その他必要な書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(書類の整備)

第6条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出に係る証拠書類を整備保管しておかなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業が完了する日の属する市の会計年度の翌年度から10年間保存しなければならない。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行し、令和2年4月7日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに規則第5条の規定により交付決定された補助金については、なお従前の例による。